第１号様式

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者登録(変更)申請書兼誓約書

令和　 年 　月 　日

相馬市長

「相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項」６の規定に基づき、協力事業者の登録(変更)について申請します。また、申請にあたり同要項3の要件等を満たしていること及び裏面の誓約事項について誓約いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地（相馬市内） | 〒　　　－　　　　 |
| 事業者名 | (フリガナ) |
| 代表者名 | (フリガナ) |
| 事業者情報 | 電話：FAX：メール：ホームページ：　□有　　□無　URL（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |
| 担当者連絡先（代表者・事業者情報と同じ場合は同上と記載してください） | (フリガナ)担当者名：電話：FAX：メール： |
| 備考 |  |

※変更申請の場合は、事業者名と変更箇所のみ記載してください。また変更箇所は２段書きとし、下段に変更後の内容を記載し、上段に変更前の内容をカッコ書きで記載してください。

第1号様式 裏面

相馬市ふるさと納税返礼品協力事業者申請に係る誓約事項

(1) 協力事業者は、品質管理やサービスの提供体制等ついて細心の注意を払い、返礼品が相馬市を代表するものとして、誇りを持って提供する。

(２) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については相馬市及び中間事業者へ報告すること。

(３) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。

(４)この事業による業務を遂行するにあたり、個人情報の取扱いについては、相馬市個人情報保護に関する法律施行条例及び関係法令を遵守すること。

(５) 相馬市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わない。

(６) 相馬市は、やむを得ない事情により、返礼品等の取り扱いについて、予告なく取り扱いを停止することがある。

(７) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に違反することがないよう、相馬市の調査・確認に応じる義務がある。

(８) 食品を取り扱う場合は、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法において遵守するべき事項が記載された書類を整備し、保存をする義務がある。

(９) 地場産品基準、食品表示法や食品衛生法の違反を行った場合は取引を中止する。

(10) 上記により契約不履行となり相馬市に損害が生じた場合、相馬市は損害賠償を請求することができる。